

令和4年9月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応(令和4年7月内容)

(職業安定部職業安定課)

有効求人数	46,823 人	対前月比	2.4%増 (4 か月連続の増加)
有効求職者数	33,875 人	対前月比	0.7%増 (4 か月連続の増加)
有効求人倍率	1.38 倍	前月比	0.02 ポイント上昇

※ 数値は季節調整値

2 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

(職業安定部職業対策課)

雇用調整助成金の支給申請・決定状況

3 令和5年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況(令和4年7月末現在)

(職業安定部訓練室)

○求 人 数	6,141 人	対前年同月から	15.2% (808 人) 増※1
○求 職 者 数	3,329 人	同	0.6% (20 人) 減※2
○求 人 倍 率	1.84 倍	同	0.25 ポイント増※3

※1 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3 求人倍率は、厚生労働省発表に合わせて全求職者と県内求人により算出しています。

4 産後パパ育休(出生時育児休業)が10月1日から施行されます

(雇用環境・均等室)

改正育児・介護休業法により今年10月1日から施行される「産後パパ育休(出生時育児休業)」や、「育児休業の分割取得」等を周知するため、9月以降、改正育児・介護休業法等説明会の開催等を実施します。

5 令和4年度全国労働衛生週間(第73回)の実施について

(労働基準部健康安全課)

全国労働衛生週間スローガンは、「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」です。10月1日(土)～7日(金)を本週間と位置づけ、また、9月1日～30日を準備期間として県内21か所で説明会を開催します。

6 鹿児島労働局職員の選考採用試験を実施します(中途採用)

(総務部総務課)

労働行政に関する事務等の業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集しています。

鹿児島労働局発表
令和4年8月30日(火)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 松山 和幸
地方労働市場情報官 古川 恵
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和4年7月分)について

～有効求人倍率は1.38倍と、過去最高を更新～

7月の概要

求人に改善の動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.38倍** 前月より0.02ポイント上昇(2か月ぶりの上昇) (P2参照)
 - ・全国では、24番目の高さ。九州では、熊本県、宮崎県に次ぎ、3番目の高さ。
 - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.29倍 前月より0.02ポイント上昇(7か月連続の上昇)

- ・有効求人数(季節調整値) **46,823人** 前月より2.4%増加(4か月連続の増加)

- ・有効求職者数(季節調整値) **33,875人** 前月より0.7%増加(4か月連続の増加)

- ・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.47倍 前月より0.03ポイント上昇(2か月ぶりの上昇)
※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。
「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **2.46倍** 前月より0.30ポイント上昇(2か月ぶりの上昇) (P2参照)

- ・新規求人数(原数値) **15,671人** 前年同月より11.6%増加(18か月連続の増加) (P2参照)

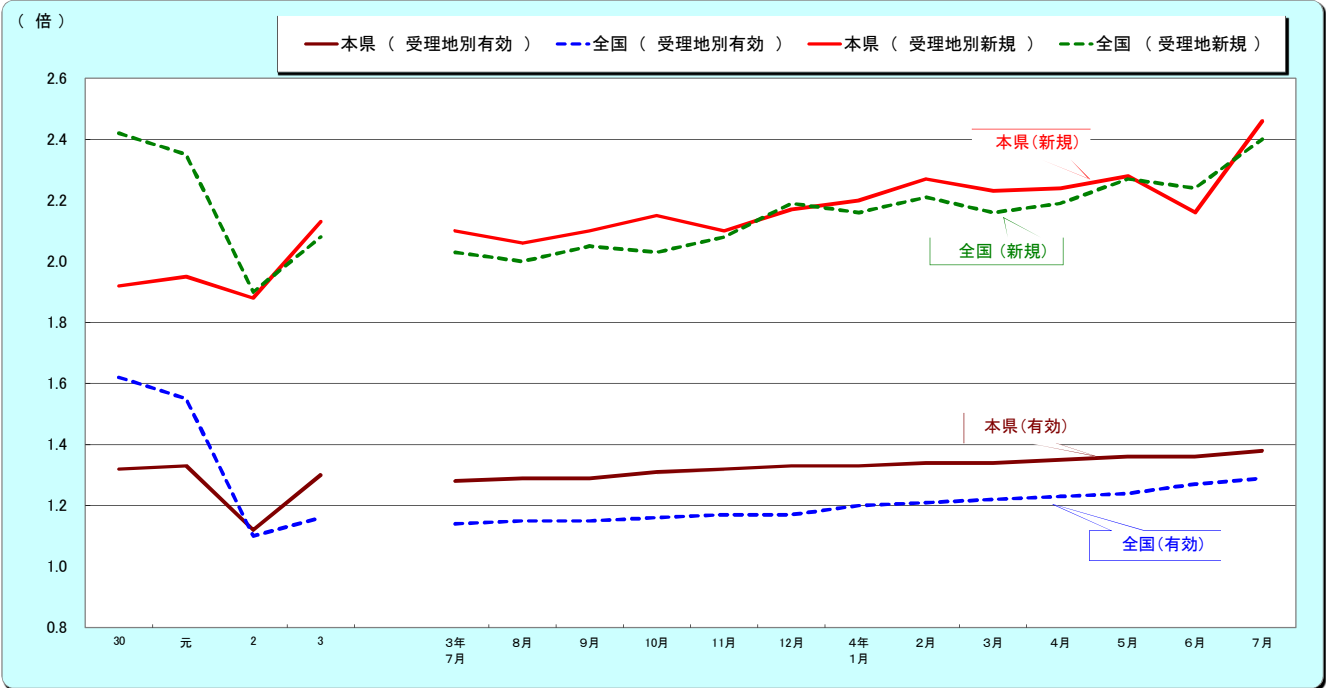
主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種・・・製造業(44.2%増)、サービス業(他に分類されないもの)(22.2%増)、
卸売業・小売業(20.5%増)、運輸・郵便業(18.5%増)、
宿泊業・飲食サービス業(18.4%増)、医療・福祉(2.9%増)

減少した業種・・・建設業(3.5%減)

- ・新規求職申込件数(原数値) **6,031人** 前年同月より5.5%減少(3か月ぶりの減少) (P3参照)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



			29年度	30	元	2	3	3年7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
有効求人倍率	受理地別	本県	1.23	1.32	1.33	1.12	1.30	1.28	1.29	1.29	1.31	1.32	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	1.36	1.36	1.38
		全国	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29
	就業地別	本県	1.31	1.42	1.42	1.18	1.36	1.35	1.36	1.36	1.38	1.39	1.39	1.41	1.41	1.42	1.44	1.45	1.44	1.47
新規求人倍率	受理地別	本県	1.78	1.92	1.95	1.88	2.13	2.10	2.06	2.10	2.15	2.10	2.17	2.20	2.27	2.23	2.24	2.28	2.16	2.46
		全国	2.29	2.42	2.35	1.90	2.08	2.03	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27	2.24	2.40
	就業地別	本県	1.91	2.05	2.08	1.97	2.24	2.32	2.24	2.23	2.47	2.56	2.83	2.27	2.45	2.22	2.40	2.42	2.26	2.65

*3年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数は、前年同月比11.6%増と、18か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

		令和3年度 (月平均)		令和4年							
				4月		5月		6月		7月	
新規求人数 ※		14,812	13.4	15,632	6.4	14,918	15.2	15,394	6.3	15,671	11.6
D	建設業	1,473	11.8	1,585	1.2	1,525	18.4	1,587	5.9	1,539	▲ 3.5
E	製造業	1,492	28.7	1,871	45.2	1,348	▲ 0.4	1,558	5.7	2,009	44.2
H	運輸業、郵便業	532	8.9	558	28.9	643	22.9	553	7.0	571	18.5
I	卸売業、小売業	1,997	7.0	1,862	▲ 2.7	2,315	3.6	1,989	5.7	2,033	20.5
M	宿泊業、飲食サービス業	821	23.0	1,039	37.1	931	49.2	969	30.4	964	18.4
P	医療、福祉	4,683	12.2	4,916	6.2	4,693	17.3	4,925	3.7	4,750	2.9
R	サービス業(他に分類されないもの)	1,521	3.0	1,751	▲ 7.6	1,379	17.8	1,528	1.3	1,705	22.2
有効求人数		41,838	15.7	45,080	10.1	43,736	10.8	43,854	11.2	43,864	12.7

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数は、65歳以上を除く年齢層で減少となり、有効求職者数は、全ての年齢層で増加となった。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			4月		5月		6月		7月	
新規求職申込件数	6,969	0.3	9,252	▲ 6.9	7,398	7.7	7,052	3.1	6,031	▲ 5.5
44歳以下	3,474	▲ 0.9	4,133	▲ 12.0	3,597	2.1	3,464	▲ 2.9	2,920	▲ 6.8
うち34歳以下	2,077	▲ 1.7	2,549	▲ 11.0	2,136	3.0	2,002	▲ 7.9	1,765	▲ 8.2
45歳以上	3,495	1.5	5,119	▲ 2.3	3,801	13.5	3,588	9.5	3,111	▲ 4.2
うち55歳以上	2,236	1.0	3,627	▲ 1.8	2,420	13.1	2,327	10.7	1,997	▲ 5.8
うち65歳以上	988	7.6	1,782	▲ 2.0	1,115	15.3	1,034	14.0	916	1.0
雇用保険受給資格決定件数	1,886	▲ 5.6	2,824	▲ 3.2	2,770	7.7	1,860	▲ 3.1	1,605	▲ 8.5
有効求職者数	32,302	▲ 0.3	34,553	▲ 2.1	34,746	1.1	34,658	3.3	33,238	4.5
44歳以下	15,248	▲ 0.7	15,592	▲ 4.3	15,796	▲ 0.7	15,803	0.8	15,390	2.6
うち34歳以下	9,118	▲ 1.1	9,314	▲ 5.6	9,452	▲ 1.6	9,420	▲ 0.3	9,197	1.3
45歳以上	17,054	0.1	18,961	▲ 0.2	18,950	2.7	18,855	5.4	17,848	6.2
うち55歳以上	10,953	▲ 0.5	12,455	▲ 1.4	12,393	0.9	12,416	4.8	11,593	6.5
うち65歳以上	419	8.8	5,340	4.7	5,343	4.9	5,352	9.9	4,595	14.9
雇用保険受給者実人員	6,459	▲ 5.0	5,628	▲ 11.3	5,940	▲ 5.7	6,528	▲ 8.3	6,906	▲ 6.4

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

「離職求職者(うち自己都合)」を除き減少となった。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			4月		5月		6月		7月	
新規求職申込件数	6,907	0.3	9,201	▲ 6.9	7,356	8.6	6,921	3.0	5,955	▲ 5.6
在職求職者	2,021	5.3	1,602	▲ 12.5	1,815	11.6	1,973	4.4	1,671	▲ 7.1
離職求職者	4,238	▲ 2.5	6,779	▲ 5.3	4,789	7.8	4,205	1.2	3,767	▲ 3.4
うち事業主都合	862	▲ 14.5	1,693	▲ 14.6	889	▲ 7.2	767	▲ 13.4	741	▲ 10.8
うち自己都合	3,116	0.7	4,551	0.1	3,595	12.3	3,218	4.9	2,846	1.0
無業求職者	649	4.2	820	▲ 8.4	752	6.2	743	9.6	517	▲ 15.8

4. 就職の動き(一般・パート)

全体の就職件数は、5か月連続で前年同月を下回った。45歳以上では、2か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			4月		5月		6月		7月	
就職件数	2,596	1.0	2,893	▲ 16.6	2,548	▲ 4.6	2,678	▲ 4.2	2,329	▲ 2.3
44歳以下	1,356	▲ 3.0	1,348	▲ 22.8	1,329	▲ 6.7	1,364	▲ 12.2	1,193	▲ 7.7
うち34歳以下	735	▲ 1.9	772	▲ 24.1	757	▲ 3.7	746	▲ 15.3	654	▲ 13.7
45歳以上	1,240	1.3	1,545	▲ 10.3	1,219	▲ 2.3	1,314	5.8	1,136	4.1
うち55歳以上	704	4.0	942	▲ 7.9	666	▲ 7.9	724	4.0	665	15.1
うち65歳以上	220	22.0	353	1.4	208	▲ 16.1	255	18.1	230	38.6
雇用保険受給者	685	▲ 5.5	710	▲ 2.7	789	5.8	756	▲ 11.2	653	▲ 4.9

5.完全失業率(全国)

	元年平均	2年平均	3年平均	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
完全失業率 (%)	2.4	2.8	2.8	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6
完全失業者数 (万人)	162	191	193	185	180	180	188	191	186	176

※完全失業率は季節調整値

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月より0.07ポイントの上昇となった。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			4月		5月		6月		7月	
正社員新規求人数	7,001	13.4	7,475	8.9	7,050	12.2	7,543	4.4	7,657	12.4
新規求人数に占める割合	47.3%	0.0	47.8%	1.1	47.3%	▲ 1.2	49.0%	▲ 0.9	48.9%	0.4
正社員有効求人倍率	1.08	0.17	1.08	0.13	1.07	0.10	1.09	0.07	1.13	0.07
全 国	0.90	0.70	0.92	0.11	0.91	0.09	0.95	0.10	0.98	0.10
正社員有効求人数	20,159	15.3	21,364	9.8	21,050	9.8	21,332	8.9	21,615	11.3
有効求人数に占める割合	48.2%	▲ 0.1	47.4%	▲ 0.1	48.1%	▲ 0.5	48.6%	▲ 1.1	49.3%	▲ 0.6
正社員有効求職者数(※)	18,734	▲ 2.1	19,698	▲ 3.7	19,676	▲ 0.3	19,492	1.7	19,059	3.8
有効求職者に占める割合	58.0%	▲ 1.1	57.0%	▲ 0.9	56.6%	▲ 0.8	56.2%	▲ 0.9	57.3%	▲ 0.4

(※)正社員有効求職者数……パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

7.令和4年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和3年7月	1.22	1.05	1.38	1.72	1.33	1.02	1.49	1.14	1.02	1.41	1.64	1.04	1.27	1.22
8月	1.25	1.10	1.49	1.67	1.32	1.06	1.45	1.16	1.09	1.40	1.67	1.05	1.26	1.25
9月	1.22	1.28	1.35	1.59	1.34	1.14	1.47	1.17	1.19	1.52	1.64	1.07	1.24	1.26
10月	1.26	1.27	1.49	1.69	1.41	1.21	1.56	1.24	1.21	1.60	1.71	1.14	1.34	1.31
11月	1.31	1.41	1.43	1.70	1.47	1.28	1.61	1.35	1.23	1.78	1.80	1.21	1.41	1.37
12月	1.38	1.47	1.46	1.87	1.52	1.37	1.70	1.35	1.18	1.52	1.96	1.31	1.53	1.43
令和4年1月	1.39	1.54	1.42	1.92	1.45	1.31	1.67	1.42	1.15	1.35	1.92	1.38	1.44	1.41
2月	1.45	1.56	1.45	1.91	1.50	1.30	1.58	1.40	1.17	1.20	1.96	1.39	1.43	1.43
3月	1.43	1.58	1.44	1.82	1.44	1.27	1.46	1.38	1.12	1.43	1.71	1.31	1.42	1.41
4月	1.34	1.49	1.44	1.51	1.29	1.19	1.32	1.16	0.96	1.32	1.55	1.20	1.42	1.30
5月	1.28	1.40	1.27	1.38	1.29	1.15	1.26	1.19	0.94	1.27	1.63	1.16	1.41	1.26
6月	1.28	1.23	1.25	1.36	1.33	1.19	1.27	1.14	0.96	1.32	1.62	1.17	1.51	1.27
7月	1.34	1.25	1.42	1.50	1.28	1.21	1.36	1.20	0.99	1.38	1.74	1.25	1.49	1.32

〈 用 語 の 解 説 〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率… 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。
毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原 数 値 …… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就 職 件 数 …… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一 般…… パートタイム以外のものをいう。
- パ ー ト…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常 用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正 社 員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。
- 完全失業率…… 労働力人口に占める完全失業者の割合。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人
に直接応募した就職件数等が含まれている。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の支給決定状況

鹿児島労働局

雇用調整助成金の支給申請件数・支給決定件数（令和４年８月２０日現在（速報値））

支給申請件数（①） 51,151件

支給決定件数（②） 50,768件

直近３ヶ月間（令和４年５月２１日から８月２０日まで）の申請の動き

業 種		5/21～6/20の申請件数 (構成比)	6/21～7/20の申請件数 (構成比)	7/21～8/20の申請件数 (構成比)	R4. 8. 20時点の累計 (構成比)
	農 業 ・ 漁 業	13件 (0.9%)	7件 (0.6%)	8件 (0.7%)	479件 (0.9%)
	建 設 業	77件 (5.5%)	76件 (6.9%)	53件 (4.4%)	2,075件 (4.1%)
	製 造 業	146件 (10.5%)	128件 (11.6%)	150件 (12.5%)	6,657件 (13.0%)
	道路旅客運送業	64件 (4.6%)	42件 (3.8%)	79件 (6.6%)	2,368件 (4.6%)
	卸 売 業	58件 (4.2%)	50件 (4.5%)	57件 (4.8%)	1,920件 (3.8%)
	小 売 業	154件 (11.1%)	103件 (9.3%)	145件 (12.1%)	5,700件 (11.1%)
	宿 泊 業	97件 (7.0%)	88件 (8.0%)	83件 (6.9%)	3,730件 (7.3%)
	飲 食 業	394件 (28.3%)	302件 (27.3%)	292件 (24.4%)	13,953件 (27.3%)
	サ ー ビ ス 業	108件 (7.8%)	71件 (6.4%)	79件 (6.6%)	3,624件 (7.1%)
	娛 楽 業	41件 (2.9%)	24件 (2.2%)	16件 (1.3%)	1,369件 (2.7%)
	そ の 他	239件 (17.2%)	214件 (19.4%)	236件 (19.7%)	9,276件 (18.1%)
	計	1,391件	1,105件	1,198件	51,151件

※業種は日本標準産業分類による

令和4年8月30日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室 長 廣瀬 和泰(内線 120)

係 長 川越 大輔(内線 121)

電 話 099-219-8711

報道関係者 各位

令和5年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況（令和4年7月末現在）
～求人倍率 1.84 倍 求人数は前年度比 15.2%増加～

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）では、令和5年3月新規高等学校卒業予定者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和4年7月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【結果の概要】

○ 求 人 数 6,141 人 対前年同月から 15.2%（808 人）増※1

○ 求 職 者 数 3,329 人 同 0.6%（20 人）減 ※2

○ 求 人 倍 率 1.84 倍 同 0.25 ポイント増 ※3

※1. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3. 求人倍率は、厚生労働省発表に合わせて全求職者と県内求人により算出しています。

9月5日から学校が企業への生徒の応募書類の提出を開始し、9月16日から企業による選考・採用内定が始まります。

鹿児島労働局・各公共職業安定所では、今年度も学校等関係機関と連携し、一人でも多くの生徒が希望どおりに就職できるよう支援します。

次回は9月末現在の求人・求職・就職内定状況などを取りまとめて公表する予定です（10月下旬公表予定）。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 5 年 3 月 卒 業 予 定 者 〉

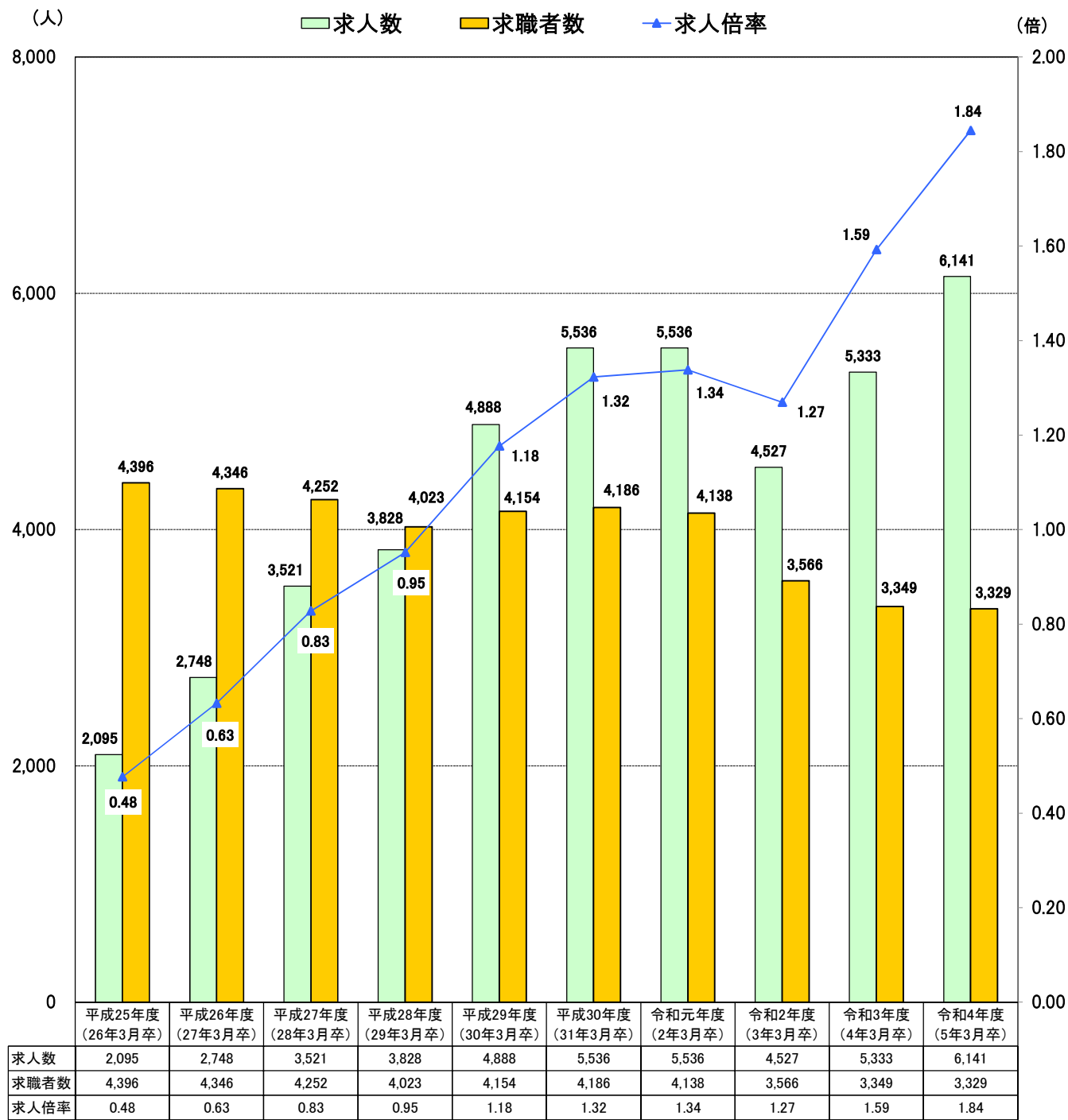
鹿児島労働局

区 分	令和4年7月末現在			前年同期 (令和3年7月末現在)			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	6,141			5,333			808	15.2%
2 求 職 者 数	3,329	1,883	1,446	3,349	1,868	1,481	▲20	▲0.6%
う ち 県 内 (1)	2,025	1,104	921	1,953	1,049	904	72	3.7%
う ち 県 外	1,304	779	525	1,396	819	577	▲92	▲6.6%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	60.8%	58.6%	63.7%	58.3%	56.2%	61.0%	—	2.5P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	1.84			1.59			—	0.25P

* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

高校新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年7月末現在）



* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

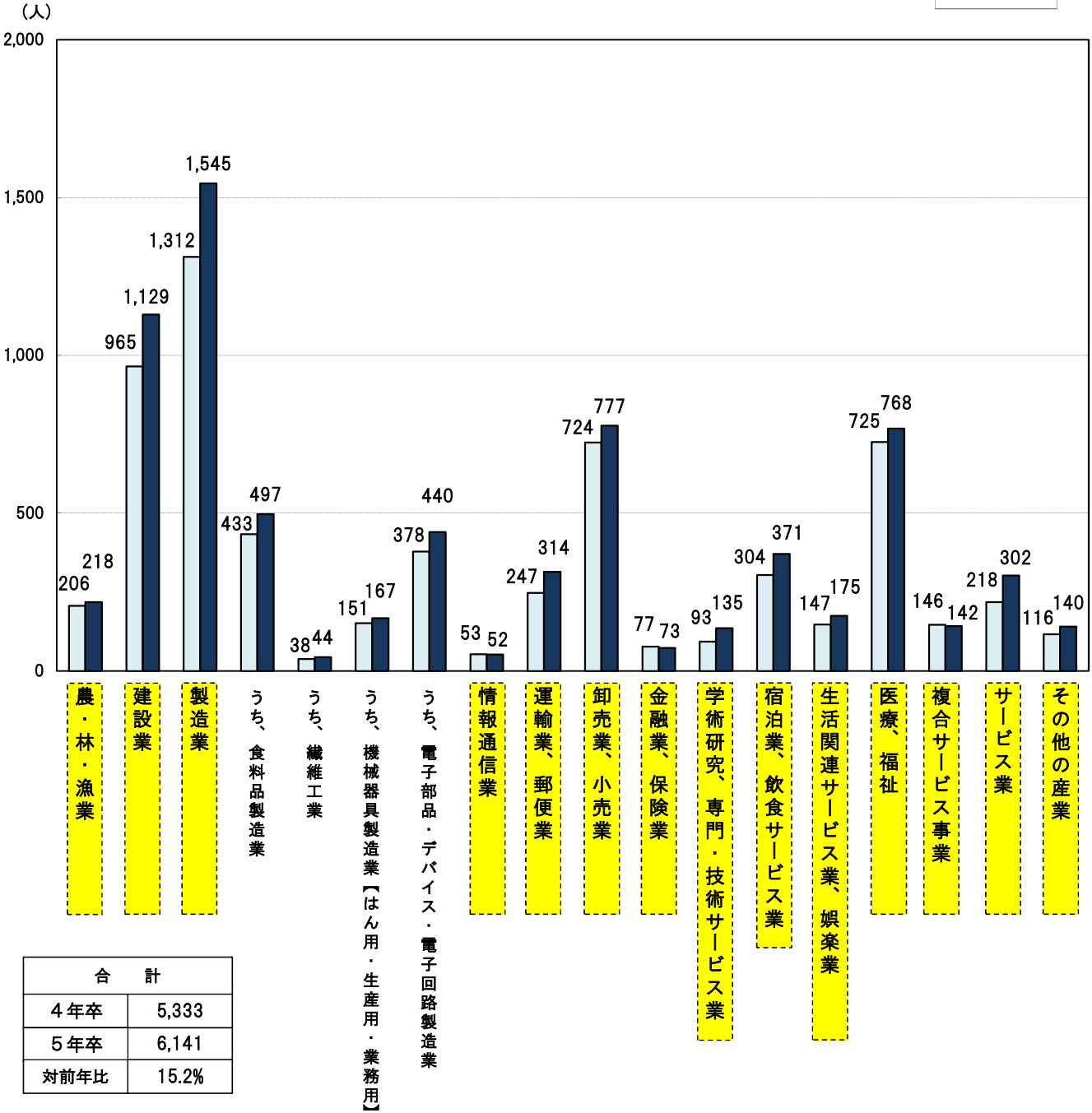
(参考) 卒業年次の生徒数

平成25年度 (26年3月卒)	平成26年度 (27年3月卒)	平成27年度 (28年3月卒)	平成28年度 (29年3月卒)	平成29年度 (30年3月卒)	平成30年度 (31年3月卒)	令和元年度 (2年3月卒)	令和2年度 (3年3月卒)	令和3年度 (4年3月卒)	令和4年度 (5年3月卒)
16,316	16,313	15,991	15,734	15,431	15,695	15,387	14,931	14,723	14,386

※ 各年5月15日時点で、各学校を通じて把握した卒業予定者数を計上

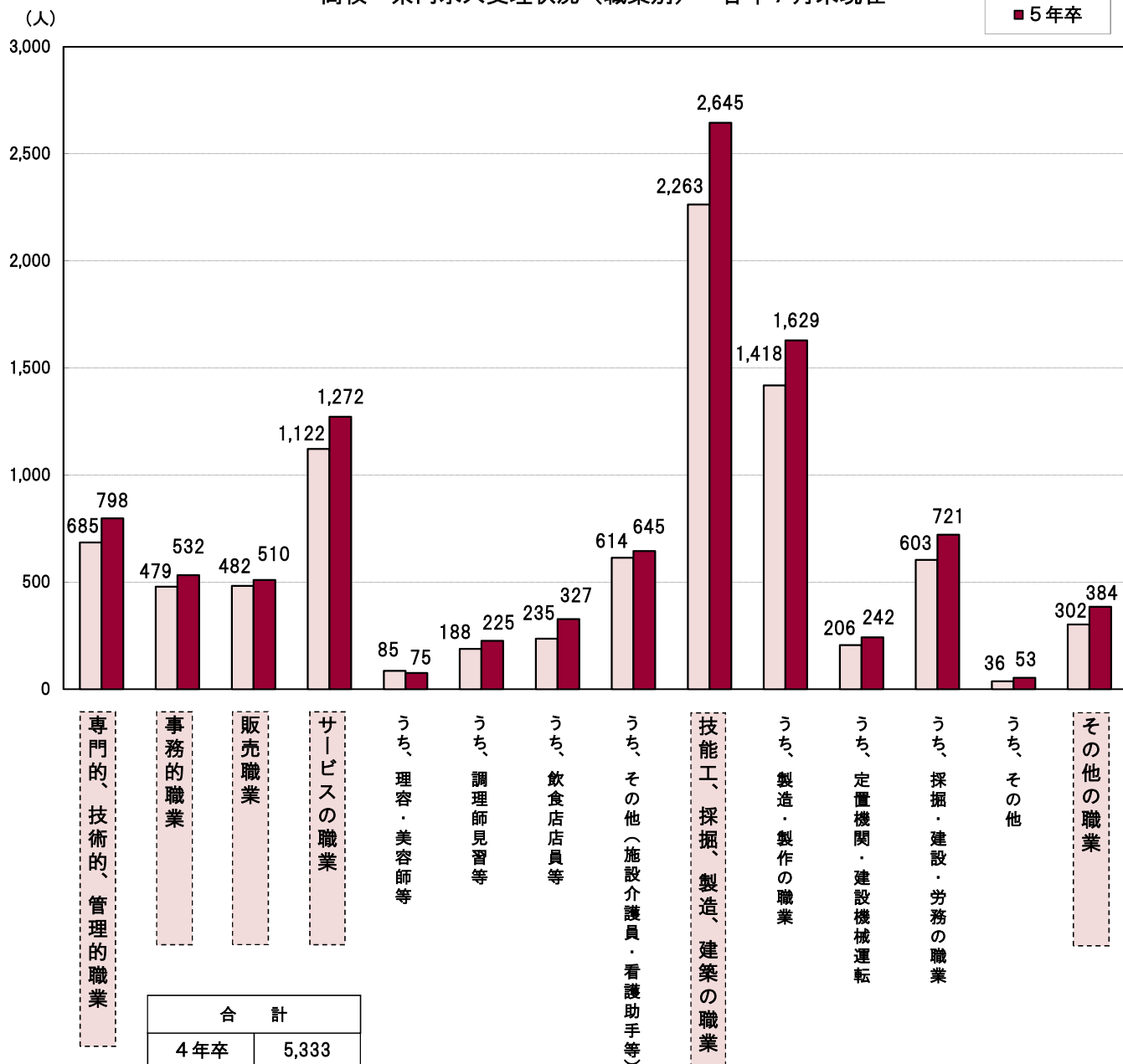
高校 県内求人受理状況（産業別） 各年7月末現在

□ 4年卒
■ 5年卒



高校 県内求人受理状況（職業別） 各年7月末現在

□ 4年卒
■ 5年卒



合 計	
4年卒	5,333
5年卒	6,141
対前年比	15.2%

申込
不要

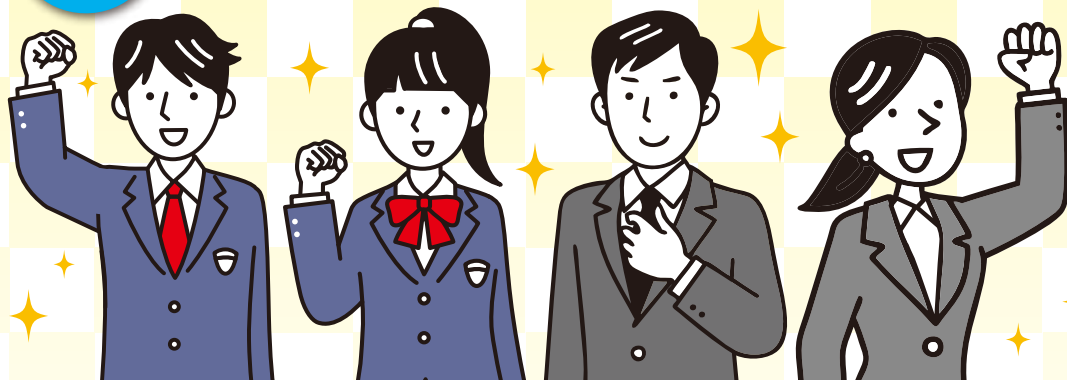
新卒者のための

参加
無料

履歴書
不要

就職面接会

50社
参加予定



in

鹿児島

時間

【午前の部】10:00～12:00

【午後の部】13:30～15:30

(受付時間 9:30～15:00
ただし12:00～13:00を除く)

会場

Li-Ka1920 5階 ライカ南国ホール

鹿児島市中央町19-40

令和4年

開催日

11月7日

対象者

高校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等において卒業年次の者及び既卒3年以内の者 ※高校生で参加を希望する場合は、進路指導担当の先生にご相談ください

対象企業

上記対象者を鹿児島県内の就業場所において正社員で募集中の企業
※詳細は、裏面をご確認ください

参加にあたっての注意事項

本面接会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、国・鹿児島県が公表するイベント実施のガイドライン及び会場利用規定を遵守し実施いたします。新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、以下の注意事項を遵守いただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

入場について

- ・人数が上限を超えている場合や状況によっては、参加者を30分毎に入替もしくは入場制限を行います。
- ・必ずマスク着用の上、お越しください。
- ・入場前に、非接触検温計による体温測定及び、アルコール消毒液による手指消毒を実施します。
- ・右記にあてはまる方は、参加をお控えくださいますようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルスに感染された方、またはその疑いがある方
- ・発熱等の風邪症状が見られる方(来場前に検温を行い、37.5度以上の発熱がある方)
- ・息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方
- ・過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者の濃厚接触者又は疑いのある方
- ・厚生労働省の定める入国後の自宅等待機期間を終了していない方

※なお、ご参加いただく方は、不要不急の行動は控え、体調管理に注意を払い、新型コロナウイルス感染予防に努めてください。

実施内容について

- ・飛沫感染予防として、企業ブースには透明フィルムを設置及び十分な距離を確保しています。
- ・1回の面接時間は上限10分(移動時間含む)とします。次の面接者がいない場合は、同じ企業に続けて面接することは可能です。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開催が困難になった場合は、開催中止の連絡等について本面接会専用ホームページにて告知いたします。

実施団体 鹿児島労働局・ハローワーク・鹿児島県教育委員会・鹿児島県

お問い合わせ先

参加企業等の情報はこちらから

映広株式会社 「新卒者のための就職面接会 in 鹿児島」受託事業者

TEL.099-222-4444 9:00～18:00 土曜・日曜・祝日休み

※お申込方法及び詳細は裏面をご確認下さい。



就職面接会参加希望の企業様へ

「新卒者のための就職面接会in鹿児島」参加申込書

E-mail mendankai@eikou-group.com

申込期限
10/3(月)
必着

映広株式会社「新卒者のための就職面接会」係行

メール送信後は、お電話にてご確認ください。申込書などが届いていない場合がございます

必ず求人票を添付してください(2件まで)

※面接会当日、求職者に配布する冊子に掲載いたします。

※鹿児島県内が就業地となる正社員募集であり、かつ既卒3年以内の方も応募可である求人に限ります。

※掲載する求人票は1法人2件までとなります。他の求人票は当日会場にて独自に配布してください。

※ハローワークへ求人申込をされている企業が対象となります。

※面接会専用ホームページに貴社PR動画の掲載が可能です。詳細についてはお問い合わせください。

※ユースエール・えるぼし・プラチナくるみん・くるみんの認定企業は優先して参加できます。

企業名				本社所在地		
県内事業所名 所在地	※本社が県外の場合のみご記入ください					
業種 求人票裏面左下の産業分類 をご記入ください	産業分類コード 小分類3桁			名称		
認定等 取得状況	☐ ユースエール ☐ えるぼし ☐ プラチナくるみん ☐ くるみん					
担当者	所属・役職					
	フリガナ					
	氏名					
	電話			FAX		
	E-mail					
参加希望時間帯 (いずれかに○をお願いします)	午 前 ・ 午 後 ・ どちらでも可					
募集 (いずれかに○をお願いします)	職種	勤務地	採用 人数	求人番号	求人冊子掲載	
					求人票・求人情報掲載 (添付する2件の求人票に○)	求人情報のみ掲載 (左記以外に2つまで○)
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						
PR動画掲載	希望する ・ 希望しない					

【注意事項】

- この申込書は、法人ごとに作成してください。グループ企業で1つの面接ブースに集約いただける場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします。
- 申込が多数の場合は抽選で決定させていただきます。ただし、ユースエール・えるぼし・プラチナくるみん・くるみん認定企業を優先させていただきます。
また、特定の職種の求人が集中した場合、調整させていただくことがありますので、予めご了承ください。
- 参加の可否につきましては、10月11日(火)頃までにE-mail、FAX、もしくはお電話にてお知らせいたします。

【新型コロナウイルス等感染症予防について】

- 当日の参加者は必ずマスク着用をお願いいたします。 ○会場受付にて、非接触検温計による検温・手指の消毒を実施いたします。
- 当日は原則各企業2名までとさせていただきます。 ※詳しい内容は前面に記載の事項をご確認ください。

報道関係者 各位

令和4年8月30日（火）

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

磯元 昭二

室長 補佐

稲田 一穂

産後パパ育休（出生時育児休業）が10月1日からスタートします ～ 男性の育児休業取得をさらに推進 ～

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）は、改正育児・介護休業法により今年10月1日から施行される「産後パパ育休（出生時育児休業）」や、「育児休業の分割取得」等を周知するため、9月以降、下記のとおり改正育児・介護休業法等説明会の開催等を実施します。

◎「改正育児・介護休業法等説明会」開催

1 日時及び会場等

地 区	日 時	会 場	定員
鹿 屋	9月5日（月）13:30～15:15	リナシティかのや ホール （鹿屋市大手町1番1号）	100名
川 内	9月8日（木）13:30～15:15	薩摩川内市国際交流センター コンベンションホール （薩摩川内市天辰町2211番地1）	100名
鹿児島①	9月15日（木）13:30～15:25	黎明館 講堂 （鹿児島市城山町7番2号）	120名
鹿児島②	9月16日（金）13:30～15:25		120名
霧 島	9月22日（木）13:30～15:15	国分シビックセンター 多目的ホール （霧島市国分中央3丁目45番1号）	100名
奄 美	9月27日（火）10:00～11:30	奄美文化センター 第2会議室 （奄美市名瀬長浜町517番地）	35名

2 内容

- （1）改正育児・介護休業法の内容及び就業規則の整備のポイント
- （2）パワーハラスメント防止対策－事業主が講ずべき措置について－
- （3）個別相談会

◎「育児休業・産後パパ育休「特別相談窓口」」設置

鹿児島労働局雇用環境・均等室に、事業主や人事労務担当者、労働者からの育児休業等に関する特別相談窓口を設置し、育児休業制度等に関するあらゆる問い合わせに対応しています。

「育児休業が取得できない」「育児休業を取得したら降格された」などの相談には、事実確認のうえ、是正指導や労使間の紛争解決の援助を行っています。

<添付資料>

- 1 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内
- 2 改正育児・介護休業法等説明会のご案内
- 3 鹿児島労働局における育児・介護休業法の施行状況

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和４年４月１日から３段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度、P2参照）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和４年４月１日施行

１ 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（P2参照）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（**相談窓口設置**）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和４年１０月１日から対象。

２ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現行

（育児休業の場合）

- (1) 引き続き雇用された期間が１年以上
- (2) １歳６か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和４年４月１日～

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い
（引き続き雇用された期間が１年未満の労働者は
労使協定の締結により除外可）
- ※育児休業給付についても同様に緩和

3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育児休業制度（R4.10.1～）	育児休業制度（現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して 2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範囲※2で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある 場合に限り 再取得可能※3	再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示（候補日等がない場合はその旨）
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間	休	休	8時間	6時間	休	休	休	6時間
休				休		4時間		休

産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。

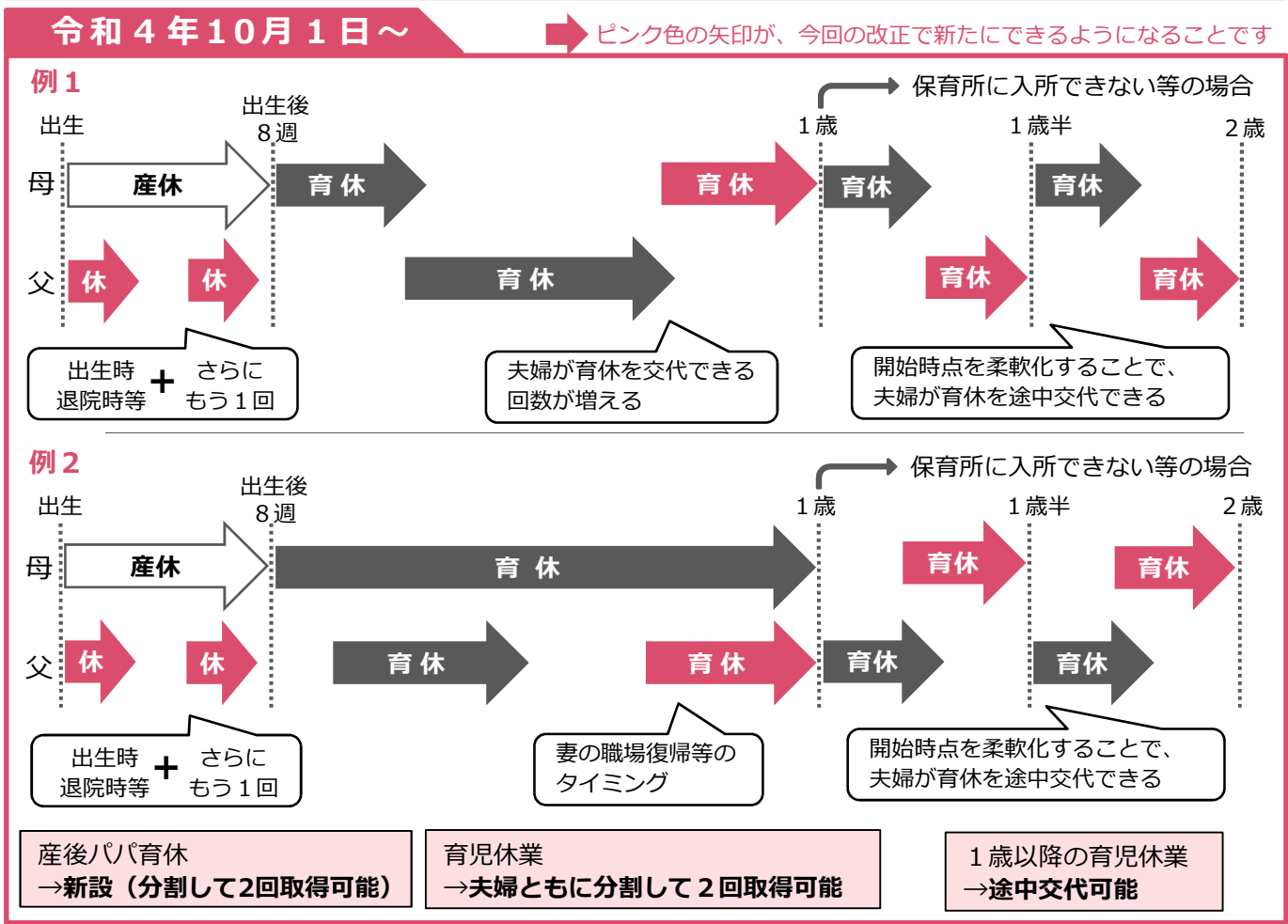
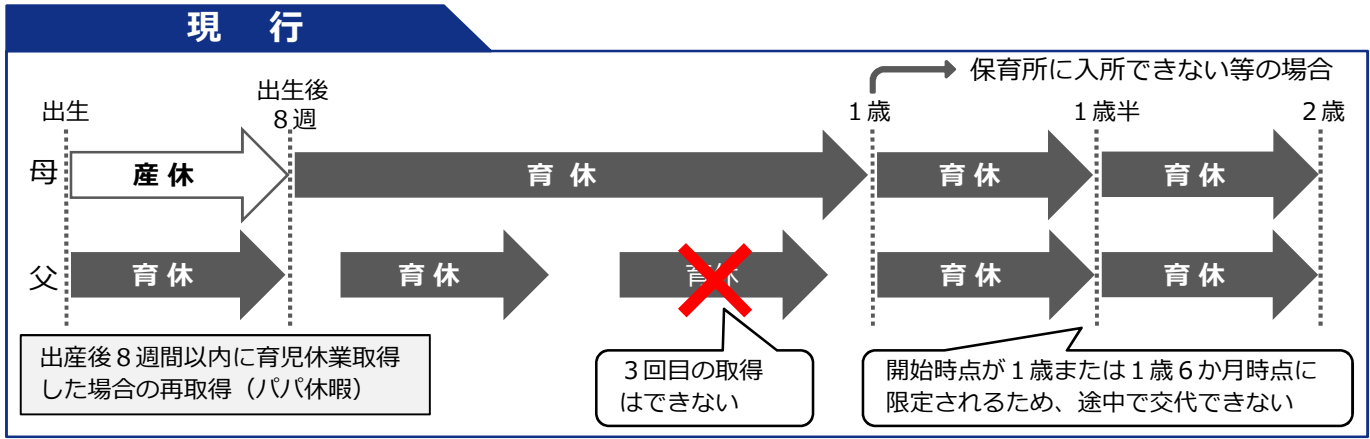
注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838696.pdf>



改正後の働き方・休み方のイメージ（例）



※ 3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。

また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

ハラスメントの典型例

- ・ 育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を諦めざるを得なかった。
- ・ 産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」と言われ苦痛に感じた。

5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年 1 回公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度（会計年度）の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

さらに詳しく知るための情報・イベントなど

■ 男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

① 男性の育児休業取得促進セミナー

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>



■ 両立支援について専門家に相談したい方へ

【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

② 中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>

※令和 4 年度は「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」となる予定。



■ 就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用いただけます。

③ 社内研修用資料、動画

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>

④ 就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



■ 両立支援のひろば（厚生労働省運営のウェブサイト）

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。育児休業取得率の公表も行えるように改修する予定です（令和 3 年度末予定）。

⑤ 両立支援のひろば <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



育児・介護休業法に関するお問い合わせは

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

令和 3 年 11 月作成（令和 4 年 3 月改訂）リーフレット No.12

令和4年度 改正育児・介護休業法等説明会

改正育児・介護休業法

- 改正法の内容
- 改正に対応した就業規則の整備

パワーハラスメント対策

- 事業主が講ずべき措置

鹿児島働き方改革 推進支援センター説明

対象：企業経営者・人事労務担当者

開催日時及び会場

	地区	日付	時間・内容	会場	定員
1	鹿屋	9月5日(月)	(13:00開場) ●13:30~14:35 雇用環境・均等室 説明	リナシティかのや ホール (鹿屋市市民交流センター) 鹿屋市大手町1番1号	100名
2	川内	9月8日(木)	●14:35~14:45 鹿児島働き方改革 推進支援センター 説明	薩摩川内市国際交流センター コンベンションホール 薩摩川内市天辰町2211番地1	100名
3	鹿児島 ①	9月15日(木)	●14:45~14:55 (鹿児島会場のみ) 鹿児島市雇用推進課から のお知らせ	黎明館 講堂 (鹿児島県歴史・美術センター) 鹿児島市城山町7番2号	120名
4	鹿児島 ②	9月16日(金)		※公共交通機関での来場に御協力 ください。駐車場満車時は近隣の 有料駐車場をご利用ください。	120名
5	霧島	9月22日(木)	●14:45~15:15 (鹿屋・川内・霧島) 14:55~15:25 (鹿児島①②) 個別相談会	国分シビックセンター 多目的ホール 霧島市国分中央3-45-1	100名
6	奄美	9月27日(火)	●10:00~11:05 雇用環境・均等室 説明 ●11:05~11:15 鹿児島働き方改革 推進支援センター 説明 ●11:15~11:30 個別相談会	奄美文化センター 第2会議室 奄美市名瀬長浜町517番地	35名

申込方法：本票裏面の申込書をFAXにてお送りください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、開催せず、鹿児島労働局ホームページに説明動画を掲載することで代える場合がありますので、御了承ください。なお、開催しない場合には、鹿児島労働局ホームページにその旨を掲載します。

<問合せ先>

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 (鹿児島市山下町13番21号)
TEL: 099-223-8239 FAX: 099-223-8235

送信先 F A X : 0 9 9 - 2 2 3 - 8 2 3 5

令和4年度 改正育児・介護休業法等説明会 参加申込書

**申込〆切 8月26日(金) : 先着順 原則1企業1名まで
定員に達した場合、〆切日前に申込受付を終了しますので御了承ください。**

- 感染症への感染防止対策として、着席可能な席数を制限しております。
複数名の参加希望については1企業につき最大2名までとし、参加申込多数の場合は
後日参加人数を1名に変更させていただく場合がありますので、御了承ください。
- 会場では必ずマスクの着用をお願いします。
- 会場入場前に検温等を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

参加希望 会 場	※会場 1～5の中から一つ選択して○で囲んでください。 1.鹿屋 2.川内 3.鹿児島① 4.鹿児島② 5.霧島 6.奄美		
企 業 名			
所 在 地	〒 —		
T E L		F A X	
参 加 者 氏 名			

相談会 希 望 有・無	御相談の内容（該当箇所に○、複数選択も可）		
	雇用環境・均等室		改正育児・介護休業法
			ハラスメント対策
			女性活躍推進法等
	働き方改革推進 支援センター		パート・有期雇用労働法（同一労働・同一賃金ガイドライン）
		働き方改革（助成金等含む）	

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 （鹿児島市山下町 1 3 番 2 1 号）
TEL : 099-223-8239 FAX:099-223-8235

1 相談の状況

- ◆ 相談件数は958件（対前年度比41.3%増）。
- ◆ 育児関係の相談が、600件（63.3%）、介護関係の相談が236件（24.9%）（図1）であった。
- ◆ 育児関係では、「育児休業に関する相談が358件（59.7%）、「育児休業以外（子の看護休暇、所定労働時間の短縮の措置等など）」が131件（21.8%）、「育児休業に係る不利益取扱い」が49件（8.2%）の順になっている（表1）。
- ◆ 介護関係では、「介護休業」に関する相談が124件（52.5%）、「介護休業以外（介護休暇、所定労働時間の短縮等の措置等など）」が75件（31.8%）、「介護休業等に関するハラスメントの防止措置」が23件（9.7%）の順となっている（表1）。

図1 育児・介護休業法関係相談件数の推移

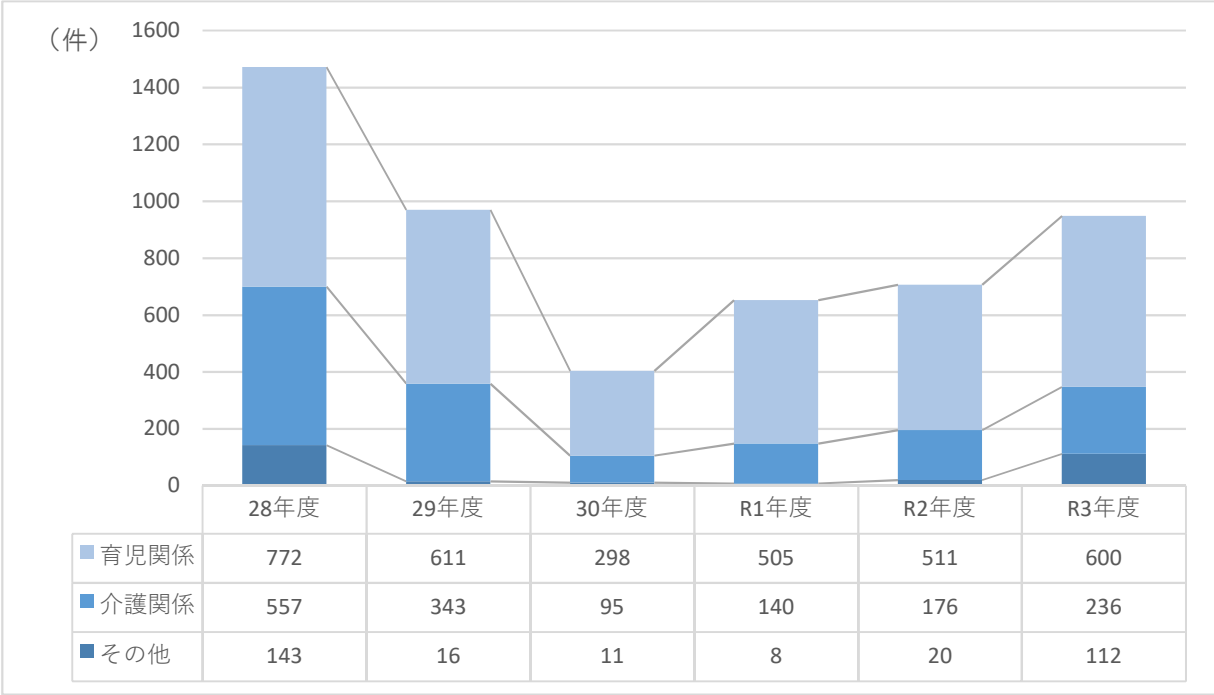


表1 育児・介護休業法関係相談件数の推移

		28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
育児関係	育児休業関係	270 35.0%	280 45.8%	151 50.7%	246 48.7%	248 48.5%	358 59.7%
	育児（休業以外）関係	444 57.5%	174 28.5%	84 28.2%	137 27.1%	149 29.2%	131 21.8%
	不利益取扱い（休業）関係	37 4.8%	37 6.1%	35 11.7%	61 12.1%	63 12.3%	49 8.2%
	不利益取扱い（休業以外）関係	3 0.4%	14 2.3%	12 4.0%	24 4.8%	15 2.9%	19 3.2%
	育児ハラスメント関係	18 2.3%	106 17.3%	16 5.4%	37 7.3%	36 7.0%	43 7.2%
	小計	772 100.0%	611 100.0%	298 100.0%	505 100.0%	511 100.0%	600 100.0%
介護関係	介護休業関係	182 32.7%	123 35.9%	39 41.1%	56 40.0%	65 36.9%	124 52.5%
	介護（休業以外）関係	374 67.1%	120 35.0%	46 48.4%	63 45.0%	87 49.4%	75 31.8%
	不利益取扱い（休業）関係	1 0.2%	5 1.5%	0 0.0%	3 2.1%	2 1.1%	12 5.1%
	不利益取扱い（休業以外）関係	0 0.0%	3 0.9%	4 4.2%	3 2.1%	1 0.6%	2 0.8%
	介護ハラスメント関係	0 0.0%	92 26.8%	6 6.3%	15 10.7%	21 11.9%	23 9.7%
	小計	557 100.0%	343 100.0%	95 100.0%	140 100.0%	176 100.0%	236 100.0%
その他		143	16	11	8	20	112
合計		1,472	970	404	653	707	948

2 是正指導の状況

- ◆ 140事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法に沿っていないことが確認された133事業所（95.0％）に対し、364件の是正指導を実施（図2）。
- ◆ 是正指導を行った364件のうち育児関係は199件、介護関係は112件（表2）。
- ◆ 指導事項の内容は、育児関係では、「所定労働時間の短縮の措置」が92件（46.2％）、「休業等に関するハラスメントの防止措置」が41件（20.6％）、「子の看護休暇」が35件（17.6％）、介護関係では、「休業等に関するハラスメントの防止措置」が41件（36.6％）、「介護休暇」が33件（29.5％）、「休業制度」が20件（17.9％）となっている（表2）。

図2 育児・介護休業法に基づく是正指導件数の推移

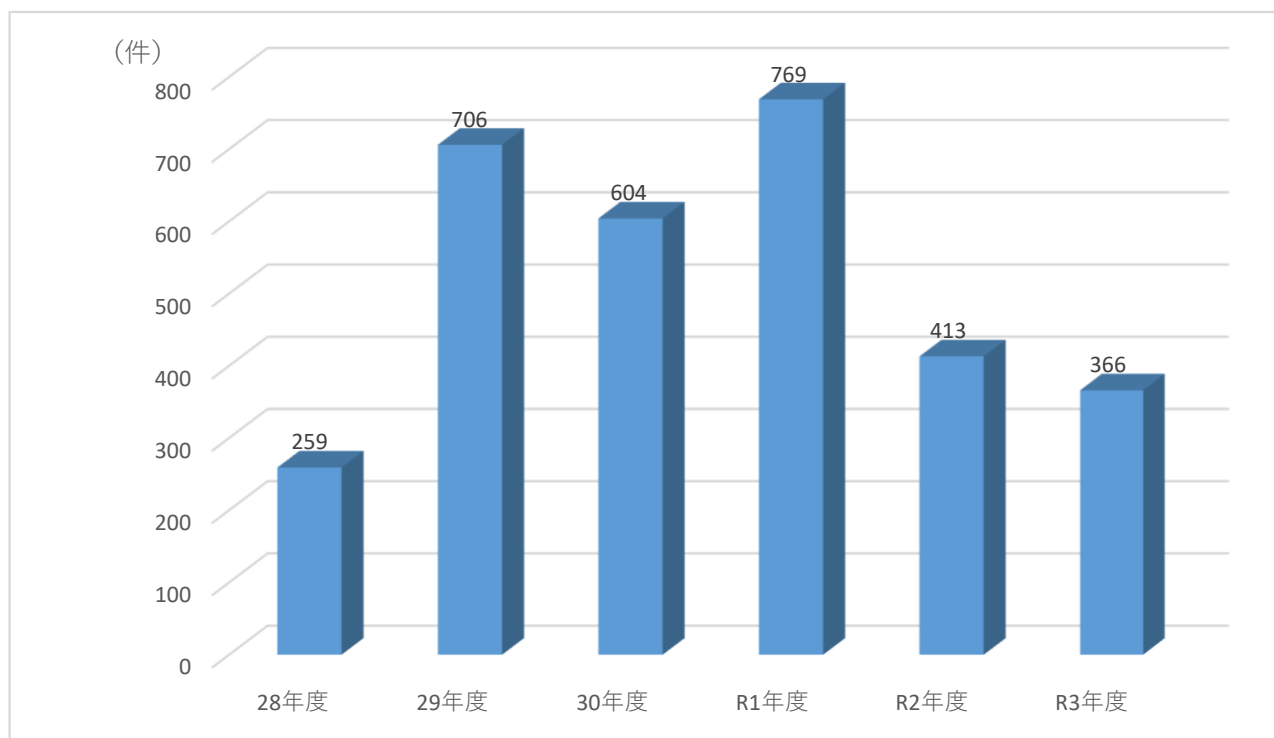


表2 育児・介護休業法に基づく是正指導件数の推移

		28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
育児関係	育児休業	13 8.8%	69 20.9%	63 19.1%	60 15.8%	31 13.5%	17 8.5%
	子の看護休暇	11 7.5%	26 7.9%	7 2.1%	23 6.1%	15 6.5%	35 17.4%
	休業等に係る不利益取扱い	1 0.7%	1 0.3%	2 0.6%	0 0.0%	4 1.7%	1 0.5%
	所定外労働の制限	3 2.0%	3 0.9%	3 0.9%	7 1.8%	4 1.7%	0 0.0%
	時間外労働の制限	1 0.7%	11 3.3%	9 2.7%	23 6.1%	6 2.6%	0 0.0%
	深夜業の制限	1 0.7%	2 0.6%	2 0.6%	7 1.8%	5 2.2%	1 0.5%
	所定労働時間の短縮の措置	9 6.1%	16 4.8%	17 5.2%	28 7.4%	11 4.8%	5 2.5%
	所定労働時間の短縮の措置に準ずる措置	76 51.7%	92 27.9%	130 39.5%	130 34.3%	52 22.6%	92 45.8%
	休業等に関するハラスメントの防止措置	32 21.8%	110 33.3%	93 28.3%	89 23.5%	71 30.9%	41 20.4%
	休業期間等の通知	0 0.0%	0 0.0%	3 0.9%	12 3.2%	31 13.5%	9 4.5%
	小計	147 100.0%	330 100.0%	329 100.0%	379 100.0%	230 100.0%	201 100.0%
介護関係	介護休業	15 20.8%	84 27.5%	80 32.3%	73 27.2%	30 20.0%	20 17.9%
	介護休暇	7 9.7%	17 5.6%	3 1.2%	8 3.0%	12 8.0%	33 29.5%
	休業等に係る不利益取扱い	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
	所定外労働の制限	6 8.3%	4 1.3%	2 0.8%	8 3.0%	5 3.3%	0 0.0%
	時間外労働の制限	1 1.4%	3 1.0%	3 1.2%	13 4.9%	4 2.7%	0 0.0%
	深夜業の制限	1 1.4%	2 0.7%	2 0.8%	8 3.0%	5 3.3%	1 0.9%
	所定労働時間の短縮等の措置	10 13.9%	85 27.9%	67 27.0%	67 25.0%	23 15.3%	17 15.2%
	所定労働時間の短縮等の措置に準ずる措置	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	休業等に関するハラスメントの防止措置	32 44.4%	110 36.1%	91 36.7%	89 33.2%	71 47.3%	41 36.6%
	休業期間等の通知	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	小計	72 100.0%	305 100.0%	248 100.0%	268 100.0%	150 100.0%	112 100.0%
職業家庭両立推進者		40	71	27	124	33	53
合計		259	706	604	769	413	366

3 労働局長による紛争解決の援助の状況

◆ 令和3年度における労働局長による紛争解決の援助の申立は0件であった（表3）。

表3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

		28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
育児関係	休業に係る事案	0	1	0	0	0	0
	子の看護休暇に係る事案	0	0	0	0	0	0
	短時間勤務に係る事案	0	0	0	0	0	0
	不利益取扱い（休業）に係る事案	2	0	1	0	0	0
	不利益取扱い（休業以外）に係る事案	1	0	0	0	0	0
介護関係	休業に係る事案	0	0	0	1	0	0
	不利益取扱い（休業以外）に係る事案	1	0	0	0	0	0

4 両立支援調停会議による調停の状況

◆ 令和3年度における両立支援調停会議による調停の申請件数は0件であった（表4）。

表4 両立支援調停会議による調停申請受理件数の推移

		28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
育児関係	不利益取扱い（休業）に係る事案	0	0	0	1	0	0

鹿児島労働局発表
令和4年8月30日

担 当	鹿児島労働局労働基準部健康安全課 課長 西野 健二 課長補佐 壺屋 明 (直通電話) 099-223-8279
--------	--

令和4年度全国労働衛生週間(第73回)の実施について

全国労働衛生週間スローガンは、「あなたの健康があつてこそ笑顔があふれる健康職場」です。10月1日(土)～7日(金)を本週間と位置づけ、また、9月1日～30日を準備期間として県内21か所で説明会を開催します。

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しています。

10月1日～7日までの1週間を「全国労働衛生週間」と位置づけ、事業者が先頭に立って、職場における労働衛生の意識高揚のための取組みを実施していただきます。また、9月1日～30日までの1か月間を「準備期間」と位置づけ、過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に向けた取組み、労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり、熱中症予防対策の推進など、日常の労働衛生活動の総点検を行っていただきます。

特に、職場の熱中症対策につきましては、最近の猛暑続きの中、まだまだ適切な対応が求められるところ、今年の職場における熱中症の発生状況は、全国的には増加傾向にあり、県内では、7月末現在で8人となっており、令和3年に比べ2人の増加、令和2年に比べ1人少ないといった状況です。しかしながら、死亡者は6月に1人、8月に1人の計2人となり、5年ぶりの死亡者が発生するなど、最大限の注意が求められています。こうした状況も踏まえ、鹿児島労働局では、「職場における熱中症に最大限の注意を！！」と題した緊急要請を関係団体や事業主の方々にお願いをしたところですが、この労働衛生週間及び準備期間の機会をとらえて、それぞれの職場において熱中症予防対策の再確認をしていただくこととしています。

県内の労働基準監督署では、この全国労働衛生週間の準備期間をとらえて、県内21か所で、労働衛生週間の説明会を開催し、効果的な労働衛生週間の実施に取り組んでまいります。

【添付資料】

資料 1 第 7 3 回全国労働衛生週間（チラシ）

資料 2 令和 4 年度全国労働衛生週間実施要綱

資料 3 県内各労働基準監督署による労働衛生週間説明会日程表

資料 4 職場における熱中症予防対策の徹底について

第73回 全国労働衛生週間

2022（令和4）年10月1日（土）～7日（金）〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

**あなたの健康があつてこそ
笑顔があふれる健康職場**

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、職場復帰支援の取り組み事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットなど、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- 加盟申請はこちら（加盟は無料です）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に際したリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレス、喫煙など心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

令和4年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和3年度には801件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（令和3年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年には19,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、対策を推進しているが、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年期からの健康づくり等の取組も重要である。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、オルトトルイジンやMOCAによる膀胱がん事案など、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾患も後を絶たない状況にある。こうした化学物質による健康障害を防止するため、令和4年2月に労働安全衛生法施行令等、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正したところである。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和２年７月に石綿障害予防規則を改正し、事前調査者の資格要件化をはじめとした事前調査の適正化を図るとともに、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

２ スローガン

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

３ 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

４ 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

５ 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

６ 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

７ 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明

b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善

c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供

d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備

e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組

f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施

h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項

a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底

b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施

(エ)転倒・腰痛災害の予防及び「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進に関する事項

a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明

b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施

c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用

e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

f 「SAFE コンソーシアム」による転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・

企業における取組の推進

(オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

(カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握

- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 両立支援コーディネーターの活用
 - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
 - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）

の実施

- c 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

(コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
- b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- c 救急措置の事前の確認と実施
- d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認

(サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

イ 労働衛生 3 管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ)労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a)屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b)ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c)呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d)じん肺健康診断の着実な実施
 - (e)離職後の健康管理の推進
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ)酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ)建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア)東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ)「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

県内労働基準監督署による労働衛生週間説明会日程表

	日 時	会 場	所 在 地
鹿児島署管内	9月8日 (木) 14:00 ～	ふれあいプラザなのはな館	指宿市東方9300-1
	9月12日 (月) 13:30 ～	枕崎市民会館 第1会議室	枕崎市千代田町114
	9月15日 (木) 13:30 ～	ふれあいかせだいにしへホール	南さつま市加世田川畑2641-2
	9月16日 (金) 14:00 ～	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町101
	9月22日 (木) 10:30 ～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月22日 (木) 13:30 ～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月26日 (月) 10:30 ～	西之表市民会館	西之表市西之表7612
	9月29日 (木) 10:00 ～	屋久島環境文化村センター	熊毛郡屋久島町宮之浦823-1
川内署管内	9月7日 (水) 13:30 ～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町2211-1
	9月8日 (木) 13:30 ～	出水市マルマエ音楽ホール	出水市文化町23
鹿屋署管内	9月13日 (火) 14:00 ～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町11103
	9月21日 (水) 13:30 ～	志布志市文化会館	志布志市志布志町志布志2238-1
加治木署管内	9月14日 (水) 14:00 ～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巢305
	9月15日 (木) 14:00 ～	始良市文化会館 加音ホール	始良市加治木町木田5348-185
	9月16日 (金) 14:00 ～	霧島市隼人農村環境改善センター	霧島市隼人町内山田1-14-10
名瀬署管内	9月8日 (木) 15:00 ～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊10
	9月12日 (月) 13:30 ～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連18-2
	9月14日 (水) 10:30 ～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋字松江7-6
	9月16日 (金) 13:30 ～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津7460
	9月20日 (火) 10:00 ～	奄美振興会館	奄美市名瀬長浜町517
	9月21日 (水) 13:30 ～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花1015

令和4年8月25日

事業主の皆様へ

鹿児島労働局

職場における熱中症予防対策の徹底について（緊急要請）

～鹿児島県内において熱中症による死亡労働災害が発生～

鹿児島労働局では、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「クールワークキャンペーン」という。）を実施し、熱中症による労働災害防止のための取組を推進しているところです。

しかしながら、今般、鹿児島県内の工事現場において、作業中に熱中症により死亡する労働災害が発生しました。

また、総務省消防庁によると、今年6月に熱中症で緊急搬送された人が全国で1万5657人（速報値）に上り、同月の過去最多となったことや、鹿児島県内において6月に熱中症で緊急搬送された人が、同月で過去最多の240人（速報値）となったことなどが発表されたところです。

つきましては、事業場の皆様方におかれまして、クールワークキャンペーンにおいてお願いしている熱中症予防対策を再確認していただくとともに、下記の事項に重点的に取り組んでいただきますよう要請いたします。

【緊急時の対応】

- ① 万一熱中症が起こったら、涼しい場所で衣類を緩め、体を冷やして**経口補水液**を与えましょう。
- ② 応急措置を行うとともに、**躊躇せずに**救急車を呼び、早めに医療機関で受診させてください。また、熱中症と思われる労働者を決して一人で放置しないでください。

【予防のための取組】

- ① 作業開始前から終了後まで、**定期的に**水分と塩分を補給するようにしましょう。
〔 通常の水分・電解質補給 ➡ スポーツドリンクなど
熱中症の兆候がある時 ➡ 経口補水液など 〕
- ② 簡易テントを設置するなど**日陰の休憩場所**を確保しましょう。

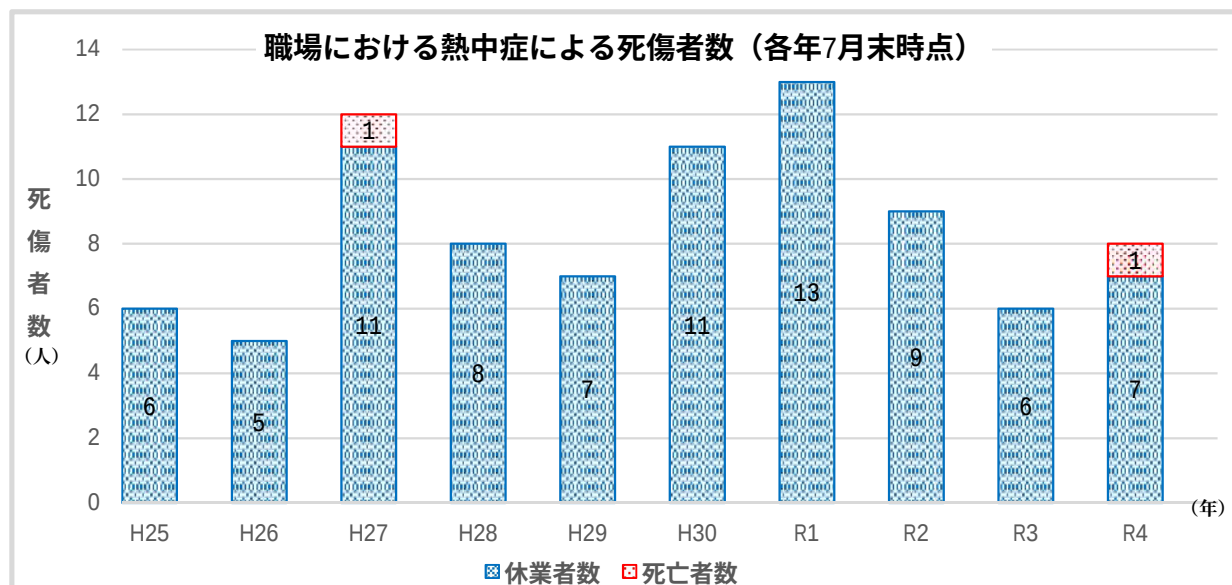
職場における
熱中症予防情報鹿児島労働局HP
熱中症予防特設サイト環境省
「熱中症予防情報サイト」新型コロナウイルス感染症対策
を踏まえた熱中症予防のポイント

① 鹿児島県内の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）

	1月～5月	6月	7月	7月末までの累積数
令和4年	0(0)	4(1)	4(0)	8(1)

令和3年	0(0)	1(0)	5(0)	6(0)
令和2年	0(0)	1(0)	8(0)	9(0)
令和元年	1(0)	3(0)	9(0)	13(0)
平成30年	0(0)	0(0)	11(0)	11(0)

※ 鹿児島労働局が把握した、休業4日以上死傷者数（括弧内は死亡者数）



② 令和4年に鹿児島県内で発生した職場における熱中症による死亡災害（8月25日現在）

署 別	発生月	発生時間	事業の種類	年代	災害のあらまし
加治木	6月	14時	建設業	60代	個人住宅の外構工事において、被災者がコンクリートの打設作業及び片付け作業に従事していたところ、体調不良を訴えたため休憩していたが、その後倒れているところを発見されたもの。なお、災害発生時の気温は30℃を超えていた。
鹿屋	8月	11時	運送業	50代	派遣先事業場において、被災者が屋外で野菜の洗浄作業に従事していたところ、体調不良により病院に搬送されたが、同日死亡したもの。なお、災害発生時の気温は29～30℃ほどであった。

報道関係者 各位

令和4年8月30日（火）

【照会先】

鹿児島労働局総務部総務課

課長 榎木 勝（内線112）

総務企画官 高崎雅英（内線131）

電話 099-223-8275

鹿児島労働局職員の選考採用試験を実施します

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）では、労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集しています。

【募集の概要】

職種	国家公務員（中途採用）
募集人数	2名
仕事内容	鹿児島労働局及び県内の各ハローワークにおける労働行政に関する事務等
応募方法	ハローワークの紹介状、履歴書、職務経歴書及び論文の提出が必要です。
応募締め切り	令和4年9月30日（金）17時必着

詳細な募集要項を、鹿児島労働局ホームページに掲載しております。